

当院は「感染症対策実施加算」を算定しております

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いで、すべての患者様（入院及び外来、歯科含む）に対して、新たな加算が令和3年4月より設定されました。

当院では、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」等を参考に、以下の感染防止等に留意した対応を行っており、当該加算を算定しております。

- 状況に応じて飛沫予防策や接触予防策を適切に行い、感染防止に十分配慮して患者様及び利用者様への診療等を実施しております。
- 新型コロナウイルス感染症に対する感染予防策に関する病院職員への周知を行っております。
- 病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう変更等に係る検討を実施しております。

県立中央病院長